平成２２年（フ）第７号
愛媛県新居浜市滝の宮町１番31号
債務者　高砂　節子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２１号
愛媛県四国中央市中之庄町1373番地の３
債務者　苅田　啓司
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３３号
愛媛県西条市壬生川135番地３
債務者　徳永　隆則
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３４号
愛媛県西条市壬生川135番地３
債務者　徳永　年江
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３８号
愛媛県新居浜市桜木町６番50号
債務者　白旗　　聡
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４５号
愛媛県西条市楠甲2059番地27
債務者　田中　雅也
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４６号
愛媛県西条市周布1461番地１
債務者　伊藤　　毅
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４７号
愛媛県新居浜市庄内町６丁目11番３号
債務者　玉井　清次
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３５号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住Ｒ６－301号
債務者　吉野　　香
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３８号
高知県南国市大埇乙2305番地
債務者　永野　智和
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６８号
高知市上町５丁目８番24号　グランドール上街602
債務者　島村　龍彦
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７４号
高知県土佐市高岡町乙790番地105　横田アパート東側
債務者　横山由美子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７７号
高知市竹島町161番地４　城南荘１階東
債務者　小松　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７９号
高知市廿代町12番９号　三しどビル401号
債務者　北岡美佐子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８２号
高知市朝倉戊663番地１　アサモマンション206
債務者　竹村　忠司
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８６号
高知県香南市赤岡町47番地３　まなと荘
債務者　西森　信一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２８号
高知市桜井町２丁目６番13号
債務者　傍士　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０号
高知県安芸郡安田町大字唐浜2250番地３
債務者　植野美由樹
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係